

公民連携・課題解決推進事業
「KYOTO CITY OPEN LABO」
【テーマ型】 募集要項

令和3年8月2日 第1版

令和5年5月8日 第2版

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」募集要項

1 趣旨

人口減少や地球温暖化、新型コロナウイルス感染症、激甚化する災害等、本市を取り巻く環境は厳しいものがあります。このような厳しい中にあっても、京都の未来のために、様々な行政課題その他の社会課題（以下「行政課題等」という。注参照）を解決していく必要があります。

一方で民間企業において、社会課題の解決を事業に組み込む、または事業そのものとする動きが活発に行われ、ICTをはじめAI、ロボット、ビッグデータ分野における急速な進歩など、企業活動や科学技術の進化には目を見張るものがあります。これまでも民間企業との連携は進めてきたところですが、民間企業の新たな活動、進化する技術を踏まえて複雑かつ困難な行政課題等を解決するためにも新たなステージでの民間企業との連携が必要と考えます。

「KYOTO CITY OPEN LABO」は、市役所の各部署から行政課題等を提示し、民間企業等から課題の解決に資する技術やノウハウ、アイデアなどを募集したうえで、課題提示部署と民間企業等が一緒になって、実証実験や具体的実践等により課題解決に取り組みます。

（注）行政課題：市役所の各所管部署が社会課題として認識しているもののうち、政策上のもの又は行政運営上のもので、市役所が単独で取り組むにはノウハウの不足や費用の増大が懸念されるもの。

社会課題：地域が抱える諸課題で、市役所の各所管部署が現時点で手当てするに至っていないような課題。

2 事業概要

（1）事業内容

- ・庁内から募集した行政課題等をWEBサイト「公民連携・課題解決推進事業『KYOTO CITY OPEN LABO』」（以下「専用WEBサイト」という。）に公開し、当該課題の解決に取り組む民間企業等とのマッチングを図ります。
- ・マッチング後、プロジェクトチーム（以下「公民連携ラボ」という。）を立ち上げ、実証実験や具体的実践を通じて、課題解決に取り組みます。
- ・事業期間は概ね6か月以内とします。

（2）市との連携の流れ

別紙フロー図のとおり

（3）公民連携ラボに関する市の支援について

① 事業費用の支援（一部負担）

市は1つのラボに対し、事業実施に要する費用（実証実験及び具体的実践に係る経費）について、予算の範囲で、以下のア～ウのいずれかを上限として負担します。

ア 一般的な提案については、市の負担上限を10万円とします。

イ 以下の(ア)又は(イ)の提案については、市の負担上限を、事業費用の2分の1の範囲で最大70万円(事業費用が、10万円未満の場合は全額、10～20万円は10万円)とします。

(ア) 本市が行政サービスとして本格導入し、継続して実施することが見込める提案

(イ) 企業が独自にビジネスモデルを構築(採算を確保)し、京都市内で継続して実施することを予定している提案

ウ 「京都市移住・定住応援団(※)」に登録された企業・団体等が当該応援団の活動として実施いただく事業の提案については、上記ア及びイの対象外とし、市の負担上限を、事業費用の2分の1の範囲で最大20万円(複数事業者による提案の場合は、事業者数に応じて20万円を上乗せし、最大100万円)とします。

※ 京都市移住・定住応援団について(詳細は以下のURLを参照)

本市が行う移住・定住促進に向けた取組に賛同し、本市への移住・定住促進につながる各種事業等に取り組む企業・団体等

(URL) <https://www.sumunaramiyako.city.kyoto.lg.jp/oendan/>

② 広報支援

市は当該事業に対し、可能な範囲で、市の媒体等を活用した広報を行います。

③ 本市保有資源の提供

市は当該事業に対し、可能な範囲で、実証・実践に必要となる本市が保有する資源(フィールド・データ・ネットワークなど)を提供します。

④ 本市調達時における随意契約

当該事業を通じて創出した新たなサービスについては、一定の審査に基づき本市が認定すると、本市が同サービスを調達する際、随意契約が可能となります。

3 応募要件

(1) 応募対象課題

専用WEBサイトに掲載する、市の行政課題等

(2) 応募資格

企業、大学、NPO、個人事業主で、次の要件を満たす者。

① 実証実験の遂行が可能であること

② 暴力団員もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

(3) 実施の可否を判断する観点

ご提案いただいた内容は、次の観点により総合的に実施の可否を判断します。

課題解決	・ 提案者のノウハウ等の活用が市の行政課題等の解決に資するか
実施による効果	・ 市民サービスの効率的な実施又は質の向上に資するか ・ 行政事務の効率的な実施又は質の向上に資するか
実施形態	・ 提案者及び市双方にメリットのある形で事業を実施できるか

(4) 実施の可否の通知について

市総合政策室及び市所管部署において、(3)の観点に該当するかを判断し、実施の可否を通知します。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 企業等概要書(様式1)
- ② 企画提案書(様式2)
- ③ その他必要な資料(様式等任意)

(2) 提出方法

(1)の提出書類を作成のうえ、京都市総合企画局総合政策室SDGs・市民協働推進担当までメールで提出してください。

【E-mail】open-labo@city.kyoto.lg.jp

【件名】「公民連携ラボ_提案(○○○○○○○○○○※)」

※には提案対象の市の行政課題等の名称を記載

(3) 提出期限

専用WEBサイトにおいて、各行政課題等が示す提出期限までに提出してください。

5 その他留意事項

(1) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。

(2) 提案が無効となる場合について

提案内容が、下記のいずれかに該当する場合は、市が連携を行うにふさわしくないと判断し、受付を行うことができません。また、対話や調整のなかで、該当する事実が判明した場合には、実施の可否の検討又は連携を中止します。

- ・法令及び公序良俗に反する場合
- ・政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
- ・提案内容の把握等に関し、提案者等の協力が得られない場合
- ・市の施策や条例・規則等に反する場合や、公共性・公平性に問題がある場合、その連携を図ることが適当でないと判断される場合
- ・事業の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合

(3) 著作権

事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

(4) 個人情報等の取扱いについて

提案の提出や事業の実施等に当たって個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、京都市個人情報保護条例(平成5年条例第1号)等の法令等を遵守し、その取扱いに万全の対策を講じてください。

(5) 秘密保持について

提案の提出から事業の実施までの過程で、市から提供があった情報については、その秘密を保持の上、第三者への提供を不可とします。

(6) 情報公開について

提案の内容等については、事業を実施する際の公表を除き原則公開しません。なお、京都市では職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、京都市情報公開条例（平成 14 年条例第 1 号）に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者等に係る情報及び提案内容（担当者名、特定の個人を識別することができるものは除く。）は原則として公開の対象とさせていただきます。法人等の正当な利益を害するおそれがある場合は、事前にご相談ください。

6 担当課（お問い合わせ先）

担 当：京都市 総合企画局 総合政策室 SDG s ・市民協働推進担当

住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話番号：075-222-3178

E-mail：open-labo@city.kyoto.lg.jp

公民連携ラボ フロー図

